

令和 7 年度 第 6 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 6 月 2 7 日

担当部・課：市民生活部地域協働課〔内線 3 3 1 3〕

① 件 名															
石巻市集会所建設費等補助金の見直しについて															
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）															
【背景】 本市では、平成 1 7 年 4 月より、住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図るため、地域住民主体のコミュニティ活動の拠点となる集会所の建設費等に対し、「石巻市集会所建設費等補助金」の交付を行ってきた。 同補助金の交付を行う中、集会所を維持管理する自治会から、集会所の老朽化による修繕の増加により、修繕に係る補助要件の緩和及び解体費用に対する補助要件の新設を求める声が上がってきたことを受け、制度の見直しが必要となっている。 【目的】 集会所を維持管理する自治会の負担軽減と集会所の長寿命化を図るため、石巻市集会所建設費等補助金の見直しを行うもの。															
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性															
【根拠法令】 石巻市集会所建設費等補助金交付要綱（平成 2 6 年告示第 1 9 7 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 次石巻市総合計画 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 1 節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実															
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成 1 7 年</td> <td style="width: 15%;">4 月</td> <td>石巻市集会所建設費等補助金交付要綱制定</td> </tr> <tr> <td>平成 2 6 年</td> <td>7 月</td> <td>石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の全部改定</td> </tr> <tr> <td>平成 3 1 年</td> <td>4 月</td> <td>石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正 (消費税 1 0 %に伴う補助上限額の増額)</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年</td> <td>1 2 月</td> <td>市内各自治会へ集会所に関する調査を実施</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年</td> <td>7 月</td> <td>石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正 (物価高騰対策による補助上限額の一部引き上げ)</td> </tr> </table>	平成 1 7 年	4 月	石巻市集会所建設費等補助金交付要綱制定	平成 2 6 年	7 月	石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の全部改定	平成 3 1 年	4 月	石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正 (消費税 1 0 %に伴う補助上限額の増額)	令和 3 年	1 2 月	市内各自治会へ集会所に関する調査を実施	令和 4 年	7 月	石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正 (物価高騰対策による補助上限額の一部引き上げ)
平成 1 7 年	4 月	石巻市集会所建設費等補助金交付要綱制定													
平成 2 6 年	7 月	石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の全部改定													
平成 3 1 年	4 月	石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正 (消費税 1 0 %に伴う補助上限額の増額)													
令和 3 年	1 2 月	市内各自治会へ集会所に関する調査を実施													
令和 4 年	7 月	石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正 (物価高騰対策による補助上限額の一部引き上げ)													
⑤ 主な内容															
(1) 補助率及び上限額の見直し 全ての補助区分における補助率及び上限額について、補助金の見直し指針に基づき、別表のとおり見直す。 (2) 補助要件の緩和 増築・改築、改装・修繕、附帯施設修繕・整備（浄化槽含）に係る補助要件を別表のとおり緩和する。 (3) 補助区分の新設 市有地の借地返還に伴う解体費用を別表のとおり新たに補助対象とする。 なお、国税庁で定めている「主な減価償却資産の耐用年数表」の耐用年数を経過した施設に限る。 (4) 補助区分の統一 新築、増築・改築について、土地の所有に関わらず、別表のとおり補助率等を統一する（市有地における補助区分の廃止）。															

○別表

(単位：千円、年)

区分	改正						現行					
	補助率	上限額	建築後 年数	下限 経費	再利用 制限年 (同部分)	再利用 制限年 (別部分)	補助率	上限額	建築後 年数	下限 経費	再利用 制限年 (同部分)	再利用 制限年 (別部分)
新築	1/2	14,000	-	-	-	-	2/3	17,600	-	-	-	-
新築(市有地)	補助区分の廃止						1/2	13,200	-	-	-	-
増築・改築	1/2	14,000	10	500	10	0	2/3	17,600	15	1,000	15	15
増築・改築 (市有地)	補助区分の廃止						1/2	13,200	15	1,000	15	15
改築・修繕	1/2	1,200	10	500	10	0	2/3	1,610	15	1,000	15	15
附帯施設修繕・ 整備(浄化槽含)	1/2	1,200	10	500	10	0	2/3	1,610	15	1,000	15	15
建物取得	1/2	14,000	-	-	-	-	2/3	17,600	-	-	-	-
解体【新設】	1/2	2,070	-	-	-	-	規定なし					

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

補助適用要件の緩和及び解体費への補助を新設することにより、地区住民の負担軽減とコミュニティ活動の拠点となる集会所の長寿命化が図られる。

【市財政への負担】

[修繕]

- 令和3年度アンケート調査時に「今後、修繕予定」と回答があった集会所
- 現行要綱では非該当だが、制度改正により、今後該当になる集会所の金額を積算
※各集会所の修繕料は800千円として積算
- 影響額：1,200千円／年（3件×800千円×1/2＝1,200千円）

[解体]

- 令和3年度アンケート調査時に「新築・解体予定」と回答があった集会所
- 現行要綱では非該当だが、制度新設により、今後該当になる集会所の金額を積算
- 影響額：10,350千円（5件×2,070千円）

[財源] 石巻市地域づくり基金

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

自治体	修繕			解体	新築 補助率
	補助適用下限額	年数	補助率		
仙台市	100千円	3年	2/3	×	2/3
大崎市	下限なし	制限なし	3/4	×	3/4
岩沼市	100千円	10年	1/2	○	1/2
登米市	100千円	10年	1/2	×	1/2
栗原市	下限なし	制限なし	1/2	市長が必要と認める額	-

※東松島市、気仙沼市及び女川町については公共施設として整備しており、交付要綱なし

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年7月

石巻市集会所建設費等補助金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

8月

市ホームページで周知

9月

市報に掲載

⑨ その他